**＊事業所評価加算の算定要件＊**

１.定員利用・人員基準に適合しているものとして指定権者に届け出て選択

的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）を行っていること。

２.評価対象期間における当該事業所の利用実人員が１０名以上であること。

３.厚生労働大臣が定める基準に準じた基準※を満たしていること

※厚生労働大臣が定める基準に準じた基準

（１）

評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数

≧0.6

評価対象期間（前年の１月から１２月）に基準型通所サービス（従来の介護予防通所介護相当）を利用した者の数

（２）

要支援度の維持者数＋改善者数×２

≧0.7

評価対象期間（前年の１月から１２月）に選択的サービスを３か月以上利用し、その後更新・変更認定を受けた者の数